

許可申請の手続きについて



- 設置を希望される所在地を管轄する土木事務所にて申請を受け付けています。
(ただし、佐賀市内は佐賀市建築指導課、武雄市内は武雄市都市計画課となります。)
- 屋外広告物の設置には管理者が必要です(簡易な広告物は除く)。
また、建築基準法に基づく建築確認が必要な屋外広告物は、一級建築士、二級建築士または屋外広告士といった有資格者でなければ管理者になることはできません。
- 屋外広告物の表示又は設置を業とする者(建築業の一部として広告物を設置する者も含みます。)は、屋外広告業の登録が必要です(登録事務は佐賀県まちづくり課で行っています。)
また、登録には業務主任者の選任が必要で、業務主任者は、屋外広告士の資格や都道府県等が行う屋外広告物に関する講習会の終了者などが要件となります。
- 申請書の様式についてはホームページに掲載しています。

許可申請手数料について

広告物の種類	金額	[その他の広告物]			
		面積	金額	面積	金額
はり紙の類	1枚 5円				
立看板、広告旗	1個 210円	0.5㎡未満	1個 140円	10㎡以上20㎡未満	1個 3,200円 (2,000円)
広告幕の類	1枚 470円	0.5㎡以上1㎡未満	1個 230円	20㎡以上30㎡未満	1個 5,500円 (2,700円)
気球広告	1個 1,210円	1㎡以上2㎡未満	1個 450円	30㎡以上40㎡未満	1個 7,600円 (3,400円)
電柱、街灯柱広告	1件 240円	2㎡以上5㎡未満	1個 870円	40㎡以上51㎡未満	1個 9,800円 (4,100円)
その他の広告物	右表のとおり	5㎡以上10㎡未満	1個 1,700円	50㎡に1㎡増すごとに	+340円 (+60円)

- (注) 1 照明を伴う広告物についての手料は、上表の金額に10割を加算した額になります。
2 金額欄の()は、継続許可(是正条件付き特例許可を除く。)を受けようとする場合に適用します。
3 自家用広告物については広告物の表示面積の合計(上記その他の広告物の表に基づく)で計算します。

お問い合わせ先

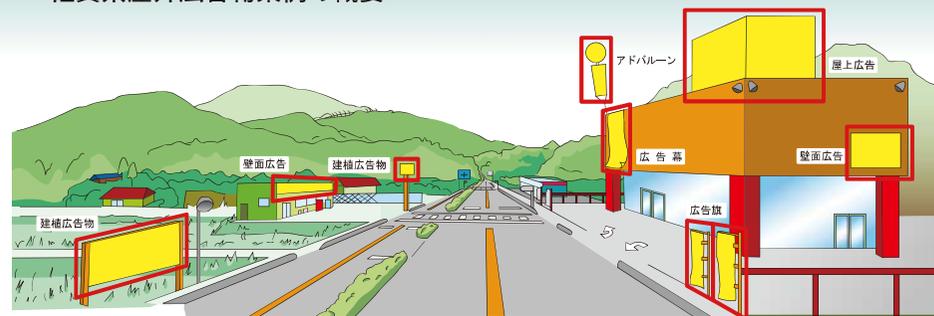
広告物の設置場所	機関名	電話番号等
多久市・小城市	佐賀土木事務所 管理課 道路・開発担当	TEL: 0952-24-4346
鳥栖市・神埼市・吉野ヶ里町 基山町・上峰町・みやき町	東部土木事務所 管理課 管理第二担当	TEL: 0942-81-3414
唐津市・玄海町	唐津土木事務所 管理課 管理担当	TEL: 0955-73-2863
伊万里市・有田町	伊万里土木事務所 管理課 管理担当	TEL: 0955-23-4152
鹿島市・嬉野市・大町町 江北町・白石町・太良町	杵藤土木事務所 管理課 管理第一担当	TEL: 0954-22-4234
武雄市	武雄市 都市計画課	TEL: 0954-27-7162
	佐賀県 県土整備部 まちづくり課 景観担当	TEL: 0952-25-7326 E-mail: machizukuri@pref.saga.lg.jp

※佐賀市内の広告物については、佐賀市建築指導課 (0952-40-7172)へお尋ねください。

令和2年3月1日現在

屋外広告物のルールについて

— 佐賀県屋外広告物条例の概要 —

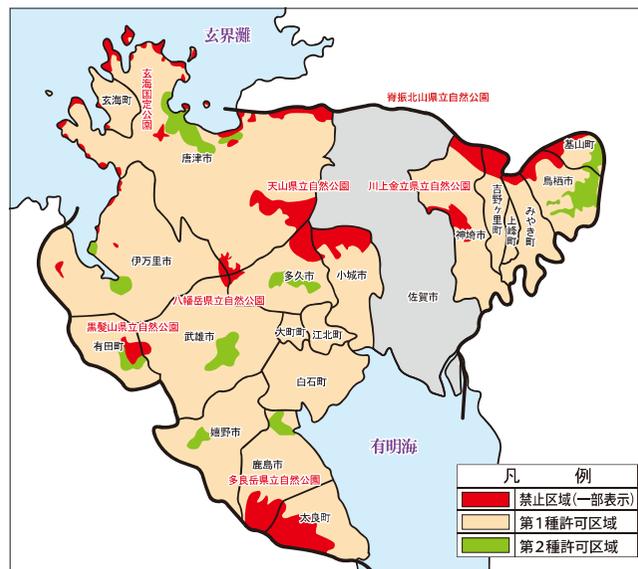


条例の必要性

- 良好な景観の形成
屋外広告は景観を構成する重要な要素であるため、佐賀県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示・設置について一定のルールを定め、自然やまちの景観を損なわないようにします。
- 公衆に対する危害の防止
屋外広告物の倒壊等による直接的な危害だけでなく、道路や信号機の見通しを妨げる等の安全上の問題が発生しないようにします。

規制区域

佐賀市を除く県内全域が規制対象です。(佐賀市の区域では佐賀市屋外広告物条例が適用されます。)
禁止区域と許可区域に分かれます。



禁止区域

- ・重要交差点とその周辺
- ・玄海国定公園・佐賀県立自然公園
- ・都市公園・文化財・公共施設
- ・主な駅前広場及びその周辺など…

第1種許可区域

第2種許可区域を除く許可区域です。

第2種許可区域

市街化区域及び非線引都市計画区域(用途指定)です。

ただし、この区域にあっても、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域は、第1種許可地区となります。

凡 例	
■	禁止区域(一部表示)
■	第1種許可区域
■	第2種許可区域

詳しい区域は土木事務所
確認してください。

重要交差点及びその周辺の区域の規制について（特定広告物交差点等許可区域）

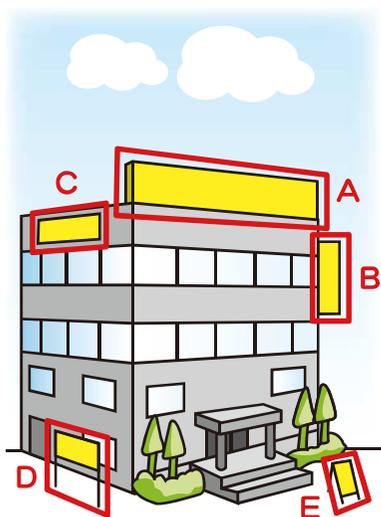
【重要交差点の条件】
 ①2車線以上の国道又は県道が、2車線以上の国道又は県道と交差すること（丁字路を含む）。
 ②信号機があること。

【規制区域】
 ①停止線より30m外側の線から内側の道路（交差点内を含む）の区域
 ②①にかかる道路の両端から20m以内の区域

【禁止広告物】
 ①堅牢な基礎を有する建植広告物や電柱を利用する袖看板（自家用広告物や建築物を利用する広告は除く。）
 ②発光可変表示式屋外広告物（LED など電光による表示やスライド、映写等により表示するもの）

※上記①②以外の広告物の場合、特定広告物交差点等許可区域となり、一定の基準に適合して許可を受ければ、広告物を設置できます。

自家用広告物の取扱い



表示面積の合計=A+B+C+D+E

※「自家用広告物」とは、店舗や事業所等の敷地に自己の店名、事業所名、または、事業もしくは営業の内容を表示する広告物のことです。

●知事の許可が不要となる基準

禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
表示面積の合計は、5m ² 以内とする。	①表示面積の合計は、10m ² 以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、20m ² 以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。

●知事の許可が必要となる基準

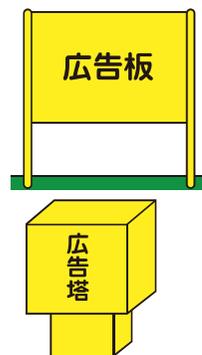
禁止区域	第1種許可区域	第2種許可区域
①表示面積の合計は、20m ² 以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、100m ² 又は建築物の延べ床面積の1/10のうちいずれか大きい方の面積以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。	①表示面積の合計は、150m ² 又は建築物の延べ床面積の15/100のうちいずれか大きい方の面積以内とする。 ②建植広告物にあっては、広告物の上端は、地上から15m以下とする。

※周囲の景観に配慮し、他の模範となるモデル的な自家用広告物については、佐賀県美しい景観づくり審議会にて承認されれば上記二表（下表の「禁止区域」の欄は除く。）の基準が緩和される場合があります。

代表的な一般広告物の許可基準

※「一般広告物」とは、主に道路の周辺に設置され、店名や事業所名、または、その営業内容等を表示する広告物のことです。

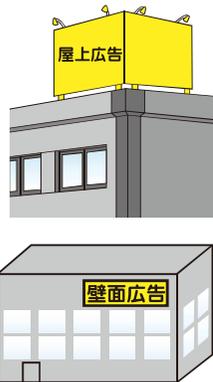
●建植広告物（野立て広告物）



第1種許可区域	第2種許可区域
①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は10m ² 以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。	①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は15m ² 以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。

第1種許可区域	第2種許可区域
①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は10m ² 以内とし、表示面積の合計は20m ² 以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として100m以上とする。	①高さは地上から10m以下とする。 ②1面の表示面積は15m ² 以内とし、表示面積の合計は30m ² 以内とする。 ③建植広告物の相互間距離は原則として50m以上とする。

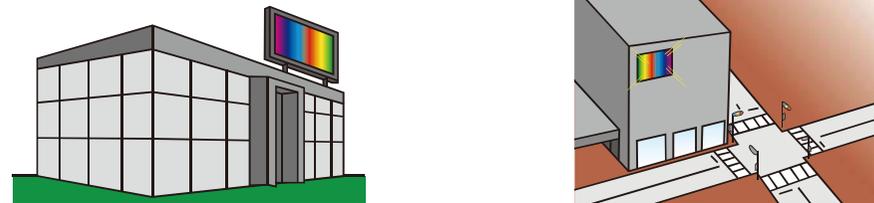
●建築物を利用する広告物



特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
高さは、建築物の高さの1/5以下とし、かつ、5m以下とする。	高さは、建築物の高さの1/3以下とし、かつ、10m以下とする。	高さは、建築物の高さの1/2以下とする。
地上から広告物の上端までの高さは50m以下とする。		

特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/4以内とし、かつ、20m ² 以内とする。	①一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/3以内とし、かつ、20m ² 以内とする。 ②一の壁面につき、同一内容の広告物は2個以下とする。	一の壁面に表示される表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/2以内とする。
窓などの開口部を塞がないこと。		

●発光可変表示式屋外広告物



特定広告物交差点等許可区域	第1種許可区域	第2種許可区域
自家用広告物及び公共用広告物に限り、右の許可区域に応じた基準を適用する。	①一面の表示面積は、8m ² 以内とし、かつ、表示面積の合計は、15m ² 以内とする。 ②地上から広告物の上端までの高さは、10m以下とする。	表示面積の合計は30m ² 以内とする。

注1) 交差点又は交通信号機からの距離が、30m以下の箇所に設置する場合は、次のア) または、イ) のとおりとする。
 ア) 地上から広告物の上端までの高さは、5m以下とする。
 イ) 地上から広告物の下端までの高さは、地上から10m以上とし、かつ、広告物の上端までの高さは地上からは50m以下とする。
 注2) 建築物を利用する場合は、本表の基準に加え、「建築物を利用する広告物」の欄に掲げる基準を適用すること。
 注3) 夜間は交通信号機の機能を損なわないように輝度を落とすこと。